

○爆発物使用事件現場鑑識活動要領について（概要）

（昭和 50 年 9 月 5 日 例規 神鑑発第 584 号 神刑総発
第 317 号 神保発第 265 号 神備発第 304 号）

この通達は、現場鑑識活動要領第 13 に基づく爆発物使用事件現場鑑識活動要領を定めたものである。

主な内容は、

- 鑑識活動の基本的な心構え
- 現場保存
- 鑑識活動の基本及び分担
- 鑑識活動上の留意点
- 現場観察
- 発見採取すべき物件
- 現場写真の撮影
- 資料の採取
- 採取すべき資料
- 資料の整理
- 反復臨場による現場鑑識の徹底

等である。